

佐賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第39号

佐賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例  
佐賀県公衆浴場法施行条例（昭和41年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">佐賀県公衆浴場法施行条例<br/>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準、法第3条第2項の規定による浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない公衆浴場についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準等について、<u>定めるものとする。</u></p> <p>(措置の基準)</p> <p><b>第3条</b> 営業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号の営業を営む営業者（以下「個室付浴場営業者」という。）を除く。）が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 浴室<br/>ア～ウ 略<br/>エ 照明は、床面において<u>30ルクス</u>以上の照度とすること。<br/>オ 略<br/>カ 浴室に供給される湯水が飲用に適しない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適しない旨の表示をすること。</p> | <p style="text-align: center;">佐賀県公衆浴場に関する条例<br/>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準、法第3条第2項の規定による浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない公衆浴場についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準等について<u>定めるとともに、法第2条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</u></p> <p>(措置の基準)</p> <p><b>第3条</b> 営業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号の営業を営む営業者（以下「個室付浴場営業者」という。）を除く。）が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 浴室<br/>ア～ウ 略<br/>エ 照明は、床面において<u>30ルクス</u>以上の照度とすること。<br/>オ 略<br/>カ 浴室に供給される湯又は水が飲用に適しない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適しない旨の表示をすること。</p> |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>キ 浴槽には、<u>見やすい位置に</u>温度計を備えること。<br/>ク～ス 略</p> <p>(2) 脱衣室<br/>ア・イ 略<br/>ウ 照明は、床面において<u>70ルクス</u>以上の照度とすること。<br/>エ 略</p> <p>(3) 便所<br/>ア～ウ 略<br/>エ 照明は、床面において<u>70ルクス</u>以上の照度とすること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 個室付浴場営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 個室の出入口にとびら等を設けるときは、<u>とびらにはかぎ</u>を付けないこととし、当該とびら等の1.8メートル以下の<u>適当な位置に0.3メートル平方以上の透明ガラス窓を設ける等の見通しのきく措置をし、かつ、その見通しを妨げるようなしゃへい物を設け、又はその見通しを妨げることができるような設備をしないこと。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) <u>営業時間は、日の出時から翌日の午前1時までの間において定めること。</u><br/>(水質検査)</p> <p><b>第4条 略</b></p> | <p>キ 浴槽には、<u>必要に応じ、</u>温度計を備えること。<br/>ク～ス 略</p> <p>(2) 脱衣室<br/>ア・イ 略<br/>ウ 照明は、床面において<u>70ルクス</u>以上の照度とすること。<br/>エ 略</p> <p>(3) 便所<br/>ア～ウ 略<br/>エ 照明は、床面において<u>70ルクス</u>以上の照度とすること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 個室付浴場営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 個室の出入口に<u>扉等を設ける</u>ときは、<u>扉には鍵を付けないこととし、当該扉等の1.8メートル以下の適当な位置に0.3平方メートル以上の透明ガラス窓を設ける等の見通しのきく措置をし、かつ、その見通しを妨げるような遮蔽物を設け、又はその見通しを妨げることができるような設備をしないこと。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(水質検査)</p> <p><b>第4条 略</b><br/>(許可の基準)</p> <p><b>第4条の2</b> <u>知事は、法第2条第2項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第2条第1項の</u></p> |

| 改正前 | 改正後  |
|-----|--|
|     | <p>許可を与えないことができる。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>(6) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>(7) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(8) <u>役員等（法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u></p> <p>(9) <u>第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人（報告の徴収、立入検査等）</u></p> <p><b>第4条の3</b> 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度に</p> |

| 改正前 | 改正後   |
|-----|---|
|     | <p><u>において、営業者に対し、その営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u><br/><u>(許可の取消し等)</u></p> <p><b>第4条の4</b> <u>知事は、法第7条第1項に規定する場合のほか、営業者が第4条の2各号のいずれかに該当するに至ったときは、法第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。</u></p> |

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、題名、第1条及び第4条の2から第4条の4までの改正規定は、平成26年6月1日から施行する。